

## 軽易な変更の概要

- (1) 港湾計画とは**
  - 港湾計画は、10年から15年程度の将来を目標年次として、その港湾の取扱貨物量の見込みに応じて、港湾施設の規模及び配置などを定める港湾法に基づく法定計画です。現計画は、令和2年2月に改訂し2030年代半ばを目標年次としています。なお、令和5年12月に海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入を促進するため一部変更を行いました。
- (2) 主な変更内容**
  - 酒田港中長期構想（平成31年3月）にて、本港地区にクルーズ船を寄港させることで、湊まちの新たな賑わいを創出することを掲げています。
  - 現港湾計画（令和2年2月）時点では、本港地区へのクルーズ船入港が可能であるか未確認であったため「利用形態の見直しの検討が必要な区域」としていましたが、航行安全調査により**1万トン級のクルーズ船**を限度として入港が可能であることを確認したことから、本港地区に「**旅客船埠頭計画**」を追加するものです。
- (3) 審議会への諮問**
  - 山形県地方港湾審議会（令和7年1月23日）において、軽易な変更の内容について適当であると答申されました。

## 旅客船埠頭計画の追加概要

### 【現行】

-  : 物資補給岸壁（水深7.5m延長260m）
-  : 利用形態の見直しの検討が必要な区域



### 【変更】

- 旅客船埠頭計画**
-  : 公共岸壁（水深7.5m延長260m）
-  : 旅客施設用地（0.3ha）



酒田市中心部に近くなることで、外国人観光客が酒田市内の観光地を周遊しやすくなり、新たな賑わい創出が期待できる。

必要な施設整備： 航路拡幅、岸壁の防舷材・係船柱の機能強化、保安対策フェンス、駐車場整備

（出典）国土地理院ウェブサイト

## 軽易な変更の流れ

